



# 令和3年度 指宿市職員採用試験案内

指宿市 総務部 総務課 人事厚生係

市民と共に 指宿の未来を描き

(市民感覚)

(経営感覚と先見性)

情熱を持って挑戦する

(チャレンジ精神)

職員を募集します！！

## 1 試験を行う職種、採用人員、受験資格等

職種区分 (事務内容)	採用人員	学歴等 区 分	受験資格
一般行政職 (一般事務)	若干名	社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、職務経験が令和3年6月末現在で通算して5年以上ある人
一般行政職 (保健師)	若干名	大学卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、保健師の資格取得者または令和4年3月までに取得見込みの人
		短大卒業	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保健師の資格取得者または令和4年3月までに取得見込みの人
		社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有し、医療又は介護等の職務経験がある人
一般行政職 (社会福祉士)	若干名	大学卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格取得者または令和4年3月までに取得見込みの人
		短大卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格取得者または令和4年3月までに取得見込みの人
		社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有し、医療又は介護等の職務経験が令和3年6月末現在で通算して5年以上ある人
一般行政職 (農業技術)	若干名	大学卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、農業技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人
		短大卒業	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、農業技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人

一般行政職 (農業技術)	若干名	高校卒業	平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、農業技術の専門課程を修了した人
		社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、農業技術や農業経営の指導、食品に関する開発・研究のいずれかの職務経験が令和3年6月末現在で通算して5年以上ある人
一般行政職 (土木技術)	若干名	大学卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、土木技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人
		短大卒業	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、土木技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人
		高校卒業	平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、土木技術の専門課程を修了した人
		社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、設計・施工管理の職務経験が令和3年6月末現在で通算して5年以上ある人
一般行政職 (建築技術)	若干名	大学卒業	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、建築技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人
		短大卒業	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、建築技術の専門課程を修了または令和4年3月までに履修見込みの人
		高校卒業	平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、建築技術の専門課程を修了した人
		社会人 経 験	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、1級または2級建築士の資格を有する人

- ※ 大学又はこれと同等と認める学校等の在学者又は卒業者は、短大卒業区分で受験することができません。なお、大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程の専修学校（これらと同等と認める学校等を含む。）の在学者又は卒業者は、高校卒業区分で受験することができません。
- ※ 受験申込みは、1職種区分に限ります（他の職種区分との重複不可）。なお、受験申込書の受理後における職種区分の変更は認めません。
- ※ 社会人経験区分での受験者については、最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、受験資格に該当しないことが判明した場合は合格を取り消します。
- ※ 一般事務職の大学・短大・高校卒業区分の者および令和3年度に高校卒業見込みの者の採用試験は、9月に行う予定です。

## 2 居住要件

採用と同時に本市に居住できる者

## 3 欠格事項

受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③指宿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の種目及び方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。

試験区分	試験種目	方 法
第1次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。
	②教養試験	公務員として必要な一般的知識について筆記試験を行います。
	③作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力、課題に対する理解力、考え方、その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
	④職場適応性検査	対人面における必要な適性等について検査を行います。
第2次試験	⑤面接試験	主として人物について個別面接を行います。(2回実施)

#### 5 試験期日及び会場

試験区分	期 日 (日程)	試験会場	
第1次試験	令和3年7月11日(日) 〈日程〉	指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室  ※申込者多数の場合は、 会場を変更することがあります。	
	時 間		内 容
	午前 7時40分～午前 8時00分		受 付
	午前 8時10分～午前 9時00分		適性検査
	午前 9時20分～午前10時35分		教養試験
	午前10時50分～午前11時50分		作文試験
午後 0時10分～午後 0時30分	職場適応性検査		
第2次試験	令和3年8月28日(土)(予定)	合格通知のときにお知らせします。	

#### 6 合格者発表

区 分	時 期	発表の方法等
第1次試験 合格者発表	令和3年8月中旬(予定)	合格者に文書で通知するとともに、指宿市のホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。 また、合格者の受験番号を、指宿市役所(本庁・支所)掲示板に公告します。
第2次試験 合格者発表	令和3年9月下旬(予定)	

※ 試験結果の合否以外の試験結果内容(各試験学歴区分での成績順位)について、それぞれの合格者発表日から起算して1か月の間は、指宿市役所総務部総務課人事厚生係で開示します。

開示を希望される受験生は、受験票又は本人であることを証明できる書類(免許証等)を持参し、人事厚生係までお越しください。

※ 電話・郵送等での試験結果内容の開示申出はできません。

#### 7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登録し、現員に欠員があった場合等に必要に応じて採用されることになります。

最終合格者は、直ちに採用されるものとは限らず、その有効期間は採用候補者名簿に登録した日から起算して、1年間となっています。

なお、最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

## 8 受験申込書の請求

《受験申込書請求先》

指宿市役所 総務部 総務課 人事厚生係  
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地  
T E L : 0993-22-2111 (内線 115)

- ※ 受験申込書の送付を郵送にて希望される方は、120 円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形 2号）を同封してください。
- ※ 受験申込書は、指宿市役所総務部総務課及び山川・開聞各支所地域振興課でも受け取ることができません。
- ※ 受験申込書は、市ホームページ (<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>) からダウンロードすることもできますのでご利用ください。
- ※ 電話やFAXによる受験申込書の請求はできません。

## 9 申込手続及び受付期間

### (1) 提出書類

受験申込書	1 通
自己紹介書（社会人経験区分受験者を除く）	1 通
写真（縦 5 c m × 横 3.5 c m） ※ 写真の裏に氏名を記入してください。 ※ 写真は、申込前 1 か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのものとし、1 枚は受験申込書に貼付し、もう 1 枚はそのまま提出してください。	2 枚 ※ 写真は、受験申込書貼付用と提出用の 2 枚です。
保健師、社会福祉士及び建築士について資格を有する人は、その資格を証明するものの写し	1 通

### (2) 受験票交付

受験申込書に必要な事項を記入の上、指宿市役所総務部総務課人事厚生係に提出し、受験票の交付を受けてください。

### (3) 郵送での受験申込み

郵送で申込み場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず書留で郵送してください。また、受験票を簡易書留で返送しますので、404 円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（長形 3号）を同封してください。

### (4) 受付期間

令和 3 年 5 月 31 日（月）から令和 3 年 6 月 14 日（月）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

※ 郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものに限り受理しますので注意してください。

## 10 給与

給与については、「指宿市職員の給与に関する条例」の規定により、給料、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 11 その他

- (1) 受験申込書中、虚偽の記載があった者は、受験申込みを取り消し、又はその合格を取り消すことがありますので注意してください。
- (2) 不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大等）や、自然災害等により試験の実施が危惧される時などで試験を延期する場合は、市ホームページ等でお知らせしますので確認してください。
- (3) 受験申込書等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項のために使用するものですので、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- (4) 第1次試験受験に際し、服装についてはクールビズ可とします。

【採用試験に関する問い合わせ先】

**指宿市役所 総務部 総務課 人事厚生係**

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地 TEL : 0993-22-2111 (内線115)

ホームページアドレス <https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>